第34号様式（第30条関係）

診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

年　　月　　日

　　　保健所長　殿

管理者　住所

氏名

　　下記のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法施行規則第25条の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称及び所在地　１　病院又は診療所の | 名　　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 | ＴＥＬ　　　　　　　　　　ＦＡＸ |
| に関する事項　　　　　　　　　　２　診療用高エネルギー放射線発生装置 | 制作者名 |  |
| 型　　　　　式 |  |
| 台　　　　　数 |  |
| 定格出力 | 電子線 | メガ電子ボルト（MeV） |
| エックス線 | メガボルト（MV） |
| 　の氏名と放射線診療に関す　する医師、歯科医師又は診３　診療用高エネルギー放射 | 氏　　　　　　名 | 職　　種 | 放射線診療に関する経歴 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| る経歴　　　療放射線技師線装置を使用 |  |  |  |  |
| ４　予定使用開始時期 |  | 年　　　　月　　　　日　　　 |
| 関する構造設備の概要　　　発生装置の放射線障害防止に５　診療用高エネルギー放射線 | 発生管容器は利用線錐以外の放射線量が利用線錐の放射線量の１/1000以下 | 以下　・　超える |
| 照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置 | 有　・　無 |
| 放射線発生時にその旨を自動的に表示する装置 | 有　・　無 |
| インターロック装置 | 有　・　無 |
| エックス線装置の併設 | 有　・　無 |
| 線障害防止に関する構造設備の概要　　　　　　６　診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射 | 使用室の防護物の概要 | 構造物の構造 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ |
| 天　井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 通常の出入口の扉 |  |
| その他の開口部 |  |
| 操作室 | 有　・　無 |
| 監視用モニター等 | 有　・　無 |
| 人が常時出入りする出入口は、一箇所 | 常時出入口　　　　　 箇所非常口　　　　　　　 箇所 |
| 使用室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 　関する予防措置の概要　　　　　　　７　診療用高エネルギー放射線発生装置 | 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 管理区域への立入の制限措置 | 有　・　無 |
| 管理区域の境界における実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 使用室の放射線障害防止に | 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が250μSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器具 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等用の防護用具等 | 有　・　無 |
| ８　特別な理由により手術室に移動して使用する場合 | 管理区域の設定に係る記録 | 有　・　無 |
| 当該手術室の室外から遠隔操作により作動させる装置 | 有　・　無 |
| 手術室内の室外から患者の状態等を監視することができる装置 | 有　・　無 |
| 手術室内に照射を予告する表示灯やブザーの設置 | 有　・　無 |
| 異常時に放射線の照射を停止する非常ボタン等 | 有　・　無 |
| 放射線防護に関する専門知識を有する管理責任者 | 管理責任者名 |
| 当該発生装置の管理体制を明確にする組織図 | 別添組織図のとおり |
| 鍵のかかる等適切な保管場所 | 有　・　無 |
| 装置のキースイッチの適切な管理 | 適　・　否 |
| 保管場所から当該発生装置を移動させる途中の安全確保 | 有　・　無 |
| 当該発生装置の電源の形状の特定化 | 有　・　無 |
| 当該手術室でのみ電源供給ができる構造 | 有　・　無 |

　注意事項

　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。

　２　使用室、治療病室及び貯蔵室図は、その各部屋ごとに照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

　３　管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。

　４　放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

　５　漏えい放射線測定記録は届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。